

〈2〉 AI に関する米国および 欧州の法制度に関する政策動向

一般社団法人次世代基盤政策研究所 研究主監・理事・事務局長

株式会社 KDDI 総合研究所シンクタンク部門公共政策グループ グループリーダー

加藤 尚徳

1. はじめに

人工知能 (AI) 技術の急速な発展は、世界中の国々でその規制に関する議論を活発化させている。特に、米国と欧州連合 (EU) は、それぞれ異なるアプローチで AI 規制の検討を進めており、その動向は今後の国際的な AI ガバナンスを考える上で極めて重要な指標となる。米国では、バイデン政権下で AI 規制に関する検討が行われてきたが、大統領選挙の結果によってはその方向性が大きく転換する可能性も指摘されている。これに対し、EU では 2024 年 7 月 12 日に世界初の包括的な AI に関する法的枠組みである Artificial Intelligence Act (AI 法) が EU 官報¹に掲載され、その法的拘束力と影響力は国際的に注目されている。

本稿では、まず米国の AI 規制に関する検討状況を概観し、次に EU の AI 法が成立するまでの背景とその主要な内容を詳細に解説する。特に、AI 法と既存の EU 法令との関係、そして遠隔生体認証やシステムックリスクといった具体的な論点における AI 法の規定を深く掘り下げる。さらに、AI 規制が安全

保障分野にもたらす影響についても考察を加える。これらの分析を通じて、我が国が今後の AI 規制のあり方を検討する上での示唆を導き出すことを目的とする。

2. 米国の AI 規制

米国における AI 規制の検討は、欧州の包括的なアプローチとは対照的に、より具体的な利用領域に焦点を当てて進められてきた。バイデン政権下では、2022 年 10 月 4 日のホワイトハウス科学技術政策局 (OSTP) による「AI 権利章典のためのブループリント²」の公表を皮切りに、複数の AI 関連文書が発表されてきた。

この「AI 権利章典のためのブループリント」は、「安全で効果的なシステム」、「アルゴリズムによる差別からの保護」、「データプライバシー」、「注意と説明」、「人間の代替案と検討、およびフォールバック」という 5 つの原則を掲げ、個人の権利保護を重視する姿勢を示している。これは、今日の民主主義に課

¹ REGULATION (EU) 2024/1689 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 June 2024 laying down harmonised rules on artificial intelligence and amending Regulations (EC) No 300/2008, (EU) No 167/2013, (EU) No 168/2013, (EU) 2018/858, (EU) 2018/1139 and (EU) 2019/2144 and Directives 2014/90/EU, (EU) 2016/797 and (EU) 2020/1828 (Artificial Intelligence Act)
<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj>

² Blueprint for an AI Bill of Rights: Making Automated Systems Work for the American People <https://bidenwhitehouse.archives.gov/ostp/ai-bill-of-rights/>

せられた喫緊の課題として、プライバシーの権利を含む市民の権利を守るという大統領の強い意思を反映したものとされる。

2023年1月には、米国国立標準技術研究所(NIST)が「AI Risk Management Framework (AI RMF 1.0)³」を公表した。これは、AI製品、サービス、システムの設計、開発、利用、評価において「信頼性への配慮」を取り入れる能力を向上させることを目的とした自主的な使用を想定したフレームワークである。NISTは、民間および公的セクターとの協力のもと、AIに関連する個人、組織、社会に対するリスクをより適切に管理するための指針を提供している。さらに、NISTは2023年3月30日にAI RMFの実施と国際的な整合性を促進する「Trustworthy and Responsible AI Resource Center」を開設した。

また、米国のAI規制の動向は、公平性と公民権の推進にも重点を置いている。2023年2月16日に公表された「連邦政府を通じた人種的公平性のさらなる向上と社会的弱者への支援に関する大統領令⁴」は、政府機関がAIシステムを利用する際に、人種、肌の色、民族性、性、宗教、年齢、国籍、障がいなどに基づく不当な差別や影響を与えないよう、公平なデータ実践の推進とアルゴリズムによる差別の定義を明確にしている。2023年4月25日には、消費者金融保護長官、司法省公民権局司法次官補、雇用機会均等委員会委員長、連邦取引委員会委員長が連名で「自動化システムにおける差別と偏見に対する執行取組に関する共同声明⁵」を公表し、AIシステムが違法な偏見を永続させ、違法な差別を自動化する潜在的なリスクを指摘した。この共同声明は、データセットのバイアス、モデルの不透明性、設計と利用の文脈といったAIにおける差別の発生源を特定

し、連邦法に違反する可能性を強調している。

これらの背景を踏まえ、2023年10月30日、バイデン政権は「安全、セキュア、信頼できる人工知能に関する大統領令⁶」を公表した。この大統領令は、AIの安全性とセキュリティの確保、イノベーションと競争の促進、労働者の支援、公平性と公民権の推進、消費者・患者・乗客・学生の保護、プライバシーの保護、連邦政府によるAI利用の促進、海外での米国のリーダーシップ強化といった多岐にわたるセクションで構成されている。特にプライバシー保護の観点からは、AIによって悪化する可能性のあるプライバシーリスクの軽減、個人に関する情報の収集や利用の促進、あるいは個人に関する推論を行うことを含むAIの潜在的脅威から米国人のプライバシーを保護するための施策が盛り込まれている。例えば、行政管理予算局(OMB)長官による、連邦政府機関が調達する商業的に利用可能な情報(CAI)、特に個人を特定できる情報を含むCAIの評価と特定に関する措置の実施が指示されている。

この大統領令は、バイデン政権がAIのリスク軽減と機会活用を両立させるための包括的なアプローチを示すものと位置づけられる。しかし、米国のAI政策は、2024年11月5日の大統領選挙の結果によって大きく転換している。2025年1月14日に「米国における人工知能インフラのリーダーシップ推進に関する大統領令⁷」がバイデン大統領により署名され、AIデータセンターの建設促進、クリーンエネルギー技術の開発加速、AI安全とセキュリティの強化を掲げた。しかしながら、2025年1月23日にトランプ大統領のもとで公表された「人工知能における米国のリーダーシップを阻む障壁の除去⁸」という文書では、バイデン政権の大統領令14110の失効およ

³ AI Risk Management Framework (AI RMF 1.0) <https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/nist.ai.100-1.pdf>

⁴ Executive Order 14091: Further Advancing Racial Equity and Support for Underserved Communities Through the Federal Government <https://www.federalregister.gov/documents/2023/02/22/2023-03779/further-advancing-racial-equity-and-support-for-underserved-communities-through-the-federal>

⁵ Joint Statement on Enforcement Efforts Against Discrimination and Bias in Automated Systems <https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings/public-statements/joint-statement-enforcement-efforts-against-discrimination-bias-automated-systems>

⁶ Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence <https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/10/30/executive-order-on-the-safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence/>

⁷ Executive Order on Advancing United States Leadership in Artificial Intelligence Infrastructure <https://www.federalregister.gov/documents/2025/01/17/2025-01395/advancing-united-states-leadership-in-artificial-intelligence-infrastructure>

⁸ REMOVING BARRIERS TO AMERICAN LEADERSHIP IN ARTIFICIAL INTELLIGENCE <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in-artificial-intelligence/>

び関連政策の再検討が明記されており、今後の米国の AI 政策の連続性については不確実性が残る。

3. EU の AI 法成立

欧州連合における AI 法の成立は、欧州委員会が 2019 年から 2024 年の政権において優先課題の一つとして掲げた「A Europe fit for the digital age（デジタル戦略）」に深く根差している。このデジタル戦略は、2014 年から 2019 年の前政権で公表されたデジタルシングルマーケット（DSM）戦略を継承・発展させたものであり、EU が「ブリュッセル効果」として知られる、欧州発のデジタル関連政策を世界に波及させる代表例となった一般データ保護規則（GDPR⁹）を成立させた基盤でもある。このような背景のもと、AI は欧州委員会にとって政権を跨いだ重要政策の一つと位置づけられ、GDPR をロールモデルとした新たな法制度として AI 法が提案されたと考えることができる。

AI 法の主要な目的は、欧州の人々にとって AI が提供するものを信頼できることを保証することにある。多くの AI システムはリスクを伴わないか、リスクが限定的であり、社会問題の解決に貢献できるとされているが、一部の AI システムは望ましくない結果を避けるために対処しなければならないリスクを生み出すという前提で提示されている。例えば、AI システムが特定の決定や予測を行った理由を突き止めることができない場合、雇用や公的給付制度の申請において誰かが不当に不利益を被っているかどうかを評価することが困難になる可能性がある。既存の法律では一定の保護が提供されているものの、AI システムがもたらす特定の課題に対処するには不十分であり、十分な保護を提供するために AI 法が必要とされている。

AI 法は、AI に関する世界初の包括的な法的枠組みとして紹介されている。その目的は、AI システムが基本的人権、安全、倫理原則を尊重することを保証し、非常に強力な影響力のある AI モデルのリス

クに対処することで、欧州および欧州域外で信頼できる AI を育成することにある。AI 法には、以下のような内容が含まれている：

1. AI アプリケーションによって生じるリスクへの対処
2. 許容できないリスクをもたらす AI の利用の禁止
3. 高リスクのアプリケーションの特定と明確な要件の設定
4. 利害関係者の義務の定義
5. AI システムに対する上市前の適合性評価の義務付けと上市後の執行確保
6. EU および加盟国レベルでのガバナンス体制の構築

AI 法の包括的な法的枠組みの中核をなすのは、AI に対するリスクベースアプローチである。このアプローチは、AI のリスクを「許容できないリスク」、「高リスク」、「制限されたリスク」、「最小化されたリスク」の 4 つに分類し、リスクに応じて適合性評価などを求めるものである。この比例的なアプローチは、技術開発を過度に制約したり、AI ソリューションの市場投入コストを過度に増加させたりしないことを目指している。

AI 法の成立過程においては、欧州議会が重要な役割を果たした。2023 年 6 月 14 日、欧州議会は AI 法の最終形に関する EU 加盟国との協議を前に、同法に関する交渉の立場を採択した（欧州議会修正案）。この修正案は、欧州議会の優先事項である「EU で使用される AI システムが安全で、透明で、追跡可能で、差別なく、環境に優しいものであること」を強く反映している。議会は、AI システムが有害な結果を防ぐために人によって監督されるべきであるという価値観を示し、将来の AI システムに適用できる技術中立で統一された AI の定義確立を求めた。修正箇所は特に、リスクベースアプローチの具体化と、遠隔生体認証システムおよび生成 AI に関するリスクの追加という 2 点に集約される。

その後、2024 年 3 月 13 日、欧州議会は、安全性と基本的権利の遵守を確保し、イノベーションを促進する AI 法に関して承認する立場を採択した（欧

⁹ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2016/679/oj/eng>